

## 平成13年度厚生科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）

### 分担研究報告書

## あいち健康プラザにおける健康関連データの収集と解析に関する課題

分担研究者 斎藤正晴（あいち健康の森・健康科学総合センター）

### 研究要旨

現在、健康づくりの拠点施設として各県に健康科学総合センターが整備されつつある。こうした施設が健康政策に関するデータの分析拠点となるためにはどのような課題があるのかを明らかにしておくことが必要である。そこで愛知県における健康づくりの中核施設として位置付けられている、あいち健康の森健康科学合センター（以下あいち健康プラザとする）において、健康関連情報の収集や解析の機能が、現在どのような状況にあるのか、その実態を把握し、問題点を探った。

その結果、県下の健康情報を収集・解析する機能は低く、県の健康づくり政策におけるあいち健康プラザの役割の明確化が必要と思われた。

### A. 研究目的

あいち健康プラザは、平成9年愛知県における健康づくりの拠点施設として設立されたが、県下の健康情報を収集・解析したり、来所者の健康度評価などの健康関連情報を健康政策を検討する上で必要な情報として市町村に還元しているかは疑問である。

本研究では、収集された健康関連情報があいち健康プラザにおいてどのように活用されているかを検証したり、市町村に対してどのような形で情報を提供しているか検討したりする中で、健康関連情報の収集と解析機能を阻害する要因を明らかにすることを目的とする。

### B. 研究方法

- (1) 現在、あいち健康プラザにどの様な健康関連情報が収集されているか。
- (2) 収集された情報がどの様に扱われているか。
- (3) 健康度評価の健康関連データはどの様に扱われているか。
- (4) 個人情報の保護に関してはどの様な配慮がされているか。
- (5) 愛知県において健康関連情報の収集・解析機

能がどの様に位置付けられているか。

など、5つの観点から現状を把握し、課題を明確にするとともに、今後の方 向性について検討を加えた。

### C. 研究結果

- (1) 現在、あいち健康プラザに収集されている健康関連情報は県から入手した「愛知県衛生年報」、「健康日本21 あいち計画」等のほか、送付されてくる「愛知医報」、「愛知の国保」などである。
- (2) 収集された「愛知県衛生年報」は所内に回覧された後は情報担当で保管されており、「健康日本21 あいち計画」は回覧後各課ごとに配布された（一部個人にも配布）にとどまり、組織的に内容を検討したり、活用されることは少なく、資料として個々に活用しているのが現状である。「愛知医報」、「愛知の国保」についても回覧の後、関係部署に保管されているにとどまっている。
- (3) あいち健康プラザで健康度評価により収集された健康関連情報は、資料1のとおりである。メディカルチェック、体力チェック、生活習慣

チェックからなる健康度評価の健康関連データは結果指導の際に説明を加えながら本人へ直接提供することが原則とされているが、情報提供を希望する依頼主に対しては、個人情報の保護に配慮し、郵送又は手渡ししている。

健康度評価と健康づくりの実践方法を一日で体験する《一日実践型健康づくり教室》の場合、平成12年度と13年度で市町村から計23市町村、企業からは計24団体の利用があった。

このうち、個人情報の提供依頼があり、依頼主あてにも情報を提供した団体は市町村で9、企業で8にとどまり、それぞれ全体の39%、33%であった。(資料2)

別な言い方をすれば、60%以上の市町村、企業は結果指導の内容はおろか、個々の健康度評価の結果すら入手していないのが現状である。

また、健康度評価の結果を統計的に処理したデータについては、年報や各種研究報告として県内の関連機関へ提供している(資料3)が、その活用状況は不明である。

(4) 個人情報の保護に関しては、愛知県健康づくり振興事業団個人情報保護規定(資料4)にもとづき、覚書(資料5)を交わし、個人情報が不当に利用されることがないよう充分配慮して依頼主へ郵送又は手交している。

(5) 愛知県における健康関連情報の収集と解析に関する位置付けについては、愛知県から管理運営の委託を受けている財団法人愛知県健康づくり振興事業団委託事務実施要綱(資料6)の中には明確な位置付けはされていないのが現状で、平成13年3月発行の「健康日本21あいち計画」(資料7)の中に保健所の役割として「健康情報の収集・分析及び提供ならびに市町村に対する技術支援・助言等を行います」と明記されている。

この中であいち健康プラザは「健康づくりの拠点施設」として位置付けられているが、「健康づくりの情報収集・提供」と記載され、「健康づくりの情報」に限定する記載となっている。

#### D. 審査

今回、あいち健康プラザが県下の健康関連情報をどのように収集し、得られた情報を解析したり、地域に還元したりしているかを調査し、様々な観点から検討を試みた。

その結果、プラザへ来所して健康度評価を受けた利用者に対しては、極めて科学的な根拠に基づいた検査を行い、貴重な情報を収集し、これにもとづいた結果指導では個人個人にあった健康づくりをきめ細かく提案している。

しかしながら、その結果は個人個人に返されることが原則で、団体で利用の市町村や企業に対しては、希望する場合に限っているため、その提供率は市町村で39%、企業で33%にとどまっている。

今後は全ての依頼主に情報を提供し、実態を把握したり、健康上の問題点を探ったりするための情報の重要性を説き、今後の健康づくり政策推進のための有効活用を促していくとともに、依頼主に提供している団体において、それらの情報がどのように活用されているかを調査する必要がある。

なお、個人情報の提示に関しては、本人の了解を原則とし、現在実行している覚書の交換は今後も必要と考える。

また、県下の健康情報を収集したり、解析する機能は低く、組織として取り組む体制が整備されていないのが現状である。このことについては、県の健康づくり政策や情報収集・解析機能についての明確なビジョンが不可欠である。現状では各保健所がその地域の健康情報を掌握し、各市町村に対し健康づくりプランに対するアドバイスを提供する立場になっているが、健康づくりに関する専門的能力を持つスタッフを備えた、あいち健康プラザとしては主体的にその役割の重要性を認識し、各保健所に集まる健康関連情報を掌握し、積極的に保健所の機能をサポートし、各保健所に集約された県下全体の健康関連情報の集約拠点としての役割を担っていくことが必要と考える。

#### E. 結論

各県に整備されつつある健康科学センターを健康政策に関するデータの分析拠点と位置付け、各

県の健康政策策定に寄与するためにはどのような課題があり、今後課題解決のために如何なる手段を講じなければならないかを検討するため、今回、あいち健康プラザをモデルとして調査を行った。

その結果、来所する個々の住民に対しては、一次予防時代の具体的な健康づくりの手法として健康度評価を行い、実践方法のアドバイスを行い、大きな成果をあげているが、健康関連情報の収集・解析機能については、その位置付けすら明確でないのが現状であり、地域の健康政策策定に寄与するには至っていないのが現状であった。

今後の課題としては、こうした情報の収集・解析機能についてプラザの内部で充分議論し、業務としての位置付けを明確にしていくことと、県の健康づくり行政に積極的に関与し、県からの委託内容に正式に盛られるとともに行政的権限を負託されるよう働きかけていくことが必要となろう。

今回の調査は、現状の把握にとどまったので、今後は、プラザ内での意見の集約と合意形成の努力をするとともに、保健所をはじめとする行政や企業の関係者に対してもアンケート調査などにより、外部の視点から見た課題を明確にし、その解決策を模索していきたい。

## 健康度評価

各個人の健康状態や生活習慣をメディカル、運動、栄養、休養の各部門から総合的にチェックし、適切な健康づくりの処方を提案します。

健康づくりの実践型にあわせて、簡易コースから総合コースまで 4 コースを用意しております。

コース名	メディカルチェック	生活習慣チェック	体力チェック
簡易コース	血圧、身長、体重、肥満度	問診	成人：踏み台昇降、上体起こし、長座体前屈 高齢者：10m 歩行、握力、長座体前屈、閉眼片足立ち
A コース	血圧、身長、体重、肥満度、体脂肪率、血液検査、安静・負荷心電図	問診、食習慣チェック、休養チェック(すとれすとれ～る)	推定最大酸素摂取量、脚筋力、長座体前屈、重心動搖、全身反応時間
B コース	血圧、身長、体重、肥満度、体脂肪率、血液検査、安静・負荷心電図、骨密度測定、歯科検査	問診、食習慣チェック、休養チェック(すとれすとれ～る)	推定最大酸素摂取量、脚筋力、長座体前屈、重心動搖、全身反応時間
総合コース	血圧、身長、体重、肥満度、体脂肪率、血液検査、尿検査、安静・負荷心電図、胸部 X 線検査、骨密度測定、歯科検査、肺機能検査	問診、食習慣チェック、休養チェック(すとれすとれ～る)	古希瓦ス分析、脚筋力、長座体前屈、重心動搖、全身反応時間

## \* あいち健康プラザの健康度評価

- ① 基 本 : 診察、身長、体重、肥満度、  
体脂肪率（インピーダンス、\*\*bod pot）  
安静時血圧、\*\*下肢血圧、
- ② 心機能検査 : 安静時心電図、  
負荷心電図（ML1800、\*\*呼気ガス分析）
- ③ 尿一般検査 : \*タンパク、\*糖、\*潜血、\*ウロビリノーゲン
- ④ 血 液 一 般 : \*赤血球、\*白血球、\*ヘマトクリット、  
ヘモグロビン、\*MCH、\*MCV、\*MCHC
- ⑤ 生化学検査 : GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール  
HDLコレステロール、\*LDLコレステロール  
TG、\*総タンパク、\*アルブミン  
空腹時血糖、\*HbA1c、CRE、\*UA  
\*\*ALP、\*\*コリンエステラーゼ、\*\*Lp(a)、  
\*\*タンパク分画、\*\*NK細胞活性
- ⑥ X 線 検 查 : \*骨密度 X 線検査、\*\*胸部 X 線撮影
- ⑦ 歯 科 検 查 : \*交合力測定、\*歯科診察
- ⑧ 肺機能検査 : \*\*肺活量、\*\*ボリュームカーブ、\*\*CO濃度
- ⑨ 超音波検査 : \*\*頸動脈エコー、\*\*心エコー
- ⑩ 体 力 検 查 : 脚伸展力、\*\*等速性脚筋力、長座体前屈、  
全身反応時間、重心動揺

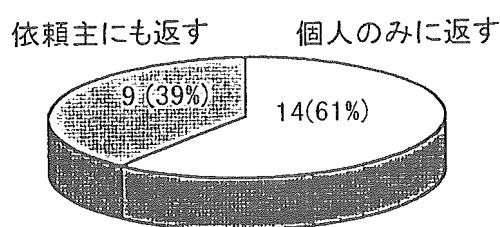
無印は A 以上で、 \*印は B、総合コースで、 \*\*印は総合コースのみ実施

## 1日実践教室利用団体の情報提供状況

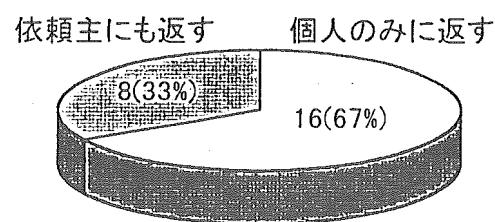
市町村	
個人のみへ返す	14( 61%)
依頼主にも返す	9( 39%)
計	23(100%)

企業	
個人のみへ返す	16( 67%)
依頼主にも返す	8( 33%)
計	24(100%)

市町村



企業関係



## あいち健康プラザ年報配布先一覧

### 愛知県関連施設

市町村関係 88 カ所

愛知県内保健所 25 カ所

### 名古屋市関連施設

各市町村保健センター 72 カ所

県立病院・総合保健センター 6 カ所

都道府県等健康づくり関連財団名簿 35 カ所

関係団体名簿 14 カ所

健康増進月間行事協力施設 104 カ所

### 健康科学館関連施設

・博物館協会加盟施設 (公立)

その他 8 カ所

先生方 (ラジオ番組関係) 8名

## ○財団法人愛知県健康づくり振興事業団個人情報保護規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、財団法人愛知県健康づくり振興事業団（以下「事業団」という。）の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

### (個人情報の範囲)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

### (収集の制限)

第3条 事業団は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務作業の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集するものとする。

2 事業団は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集するものとする。  
3 事業団は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 前4号に掲げるほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認められるとき。
- 4 事業団は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - (2) 事務事業の目的を達成するため必要があると認められるとき。

### (利用及び提供の制限)

第4条 事業団は、個人情報を取り扱う事務事業の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。

2 事業団は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益

を不当に侵害することのないようにするものとする。

(提供先に対する措置要求)

第5条 事業団は、事業団以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認められるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第6条 事業団は、個人情報を取り扱う事務事業の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 事業団は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業団は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(個人情報取扱業務書)

第7条 事業団は、個人情報を取り扱う事務事業（事業団の職員又は職員であった者に係るものその他事業団が定めるものを除く。）について、個人情報取扱業務書（別記様式）を作成するものとする。

2 事業団は、前項に規定する個人情報取扱業務書について、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

(自己情報の開示)

第8条 事業団は、その保有する個人情報について、開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。

- (1) 法令又は条例の定めるところにより、本人に開示をすることができないと認められる情報
- (2) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうと認められる情報
- (3) 開示をすることにより、事業団の事務事業の適切な遂行に支障を生ずるおそれのある情報

(開示の申出に対する通知等)

第9条 事業団は、開示の申出があったときは、当該申出があった日から起算して15日以内に、開示の申出に係る個人情報の開示をするかどうかを開示の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

2 事業団は、開示をする旨の通知をしたときは、速やかに、開示の申出をした者に対し当該個人情報を開示するものとする。

(自己情報の訂正)

第10条 事業団は、開示を受けた個人情報について、訂正の申出があったときは、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、これに応ずるものとする。

(訂正の申出に対する通知)

第11条 事業団は、訂正の申出があったときは、当該申出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正するかどうかを訂正の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

(苦情の処理)

第12条 事業団は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委託に伴う措置等)

第13条 事業団は、個人情報を取り扱う事務事業を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(職員の義務)

第14条 事業団の職員又は職員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成5年3月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

## 覚書

平成 年 月 日

財団法人愛知県健康づくり振興事業団

理 事 長 殿

○○健康保険組合

○○○○○○○○○○

貴施設から提供を受けました下記の結果について、当健康保険組合員の健康管理の目的以外には一切使用しません。

また、管理等の責任は全て当健康保険組合が持つこととします。

記

1 平成11年○○月○○日に実施した健康度評価Bコース○名分の結果を入れたフロッピーディスク 1枚

## 平成13年度財団法人愛知県健康づくり振興事業団委託事務実施要綱

### 1 趣 旨

愛知県が、健康科学に基づいた健康づくりを推進するため、財団法人愛知県健康づくり振興事業団（以下「事業団」という。）に対し、事務を委託することに関し、必要な事項を定める。

### 2 事務の種類

本要綱に定める事務は、次のとおりとする。

- ①健康度評価事務
- ②健康づくり講習事務
- ③健康づくり指導者養成研修事務
- ④研究開発事務
- ⑤実践活動指導事務
- ⑥常設展示運営事務
- ⑦教育普及事務
- ⑧宿泊館運営事務
- ⑨情報サービス事務
- ⑩健康づくり普及啓発事務
- ⑪施設P R事務
- ⑫ネットワーク事務

### 3 事務の実施における基本方針

事務の実施にあたっては、愛知県と事業団は相互に連携を密にし、事務の適切な実施に努めることとする。

ただし、民間団体である事業団に委託することにより、自由で柔軟な事業運営を図り、効果的な事業実施を実現するため、愛知県はその事業団の自主性を可能な限り尊重するものとする。

### 4 事務の内容

(1) 健康度評価 事務	効果的な健康づくりを実践するため、個々人の健康度を健康状態と生活習慣の両面から評価を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">種 別</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">対 象</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">簡易コース</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">トレーニング施設の利用者等</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">随時受付</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">Aコース</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1日実践講習の参加者</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">原則として予約</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">Bコース</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1日実践講習、通所型講習の参加者等</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">予約</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">総合コース</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">生活習慣病予防講習の参加者等</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">予約</td></tr> </tbody> </table>	種 別	対 象	備 考	簡易コース	トレーニング施設の利用者等	随時受付	Aコース	1日実践講習の参加者	原則として予約	Bコース	1日実践講習、通所型講習の参加者等	予約	総合コース	生活習慣病予防講習の参加者等	予約
種 別	対 象	備 考														
簡易コース	トレーニング施設の利用者等	随時受付														
Aコース	1日実践講習の参加者	原則として予約														
Bコース	1日実践講習、通所型講習の参加者等	予約														
総合コース	生活習慣病予防講習の参加者等	予約														
(2) 健康づくり 講習事務	生活習慣の改善を目的として、健康度評価に基づいた、運動、栄養、休養指導を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">区 分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">実 施 計 画</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 日 実 践 講 習</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">原則として週2回程度</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">通 所 型 講 習</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">12種を実施</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">滞 在 型 講 習</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">5種を実施</td></tr> </tbody> </table>	区 分	実 施 計 画	1 日 実 践 講 習	原則として週2回程度	通 所 型 講 習	12種を実施	滞 在 型 講 習	5種を実施							
区 分	実 施 計 画															
1 日 実 践 講 習	原則として週2回程度															
通 所 型 講 習	12種を実施															
滞 在 型 講 習	5種を実施															

(3) 健康づくり 指導者養成 研修事務	健康づくりの指導者や地域のリーダーなどの養成を行い、指導者層の充実を図る。								
	<table border="1"> <tr><td>健康づくりリーダーバンク登録研修</td><td>1回</td></tr> <tr><td>健康づくりリーダー再教育研修</td><td>4回</td></tr> <tr><td>健康づくり指導者セミナー</td><td>2回</td></tr> </table>	健康づくりリーダーバンク登録研修	1回	健康づくりリーダー再教育研修	4回	健康づくり指導者セミナー	2回		
健康づくりリーダーバンク登録研修	1回								
健康づくりリーダー再教育研修	4回								
健康づくり指導者セミナー	2回								
(4) 研究開発事務	個々人の健康度の評価方法や、健康づくりの実践方法、指導方法などについて研究開発を行い、評価方法や実践方法などの確立を目指す。 具体的なテーマを設定し、総合的、学際的なアプローチを行う。								
	テーマ 2課題								
(5) 実践活動 指導事務	施設内・外において、地域・職域の健康づくり事業への支援を行う。 コンサルタント事業、運動・栄養・保健休養指導を適宜実施								
(6) 常設展示 運営事務	常設展示Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及びヘルスサイエンスシアターの円滑かつ適正な運営を行う。 利用者用リーフレット等の作成								
(7) 教育普及事務	常設展示の補完、利用促進等を図るため、講演会等を開催する。								
	<table border="1"> <tr><td>講演会</td><td>6回</td></tr> <tr><td>健康教室</td><td>12回</td></tr> <tr><td>企画展示</td><td>1回</td></tr> <tr><td>教材ソフト作成</td><td>1本</td></tr> </table>	講演会	6回	健康教室	12回	企画展示	1回	教材ソフト作成	1本
講演会	6回								
健康教室	12回								
企画展示	1回								
教材ソフト作成	1本								
(8) 宿泊館運営 事務	健康宿泊館の運営								
(9) 情報サービス 事務	健康づくりに関する情報を図書、情報端末等により提供するとともに、情報誌を発行する。								
	情報誌の発行 1回								
(10) 健康づくり 普及啓発事務	健康づくり教材等を利用して健康づくりに関する情報提供を行い、広く県民に対し普及啓発を図る。 各種健康づくりに関連する団体及び健康増進施設と連携した健康づくりイベントを開催する。 1回								
(11) 施設P R 事務	施設のP Rを行い、利用者数の確保を図ることにより、県民の健康づくりを推進する。								
	<table border="1"> <tr><td>総合パンフレットの作成</td><td>15,000部</td></tr> <tr><td>リーフレットの作成</td><td>4種 各50,000部</td></tr> <tr><td>営業活動</td><td>80カ所</td></tr> </table>	総合パンフレットの作成	15,000部	リーフレットの作成	4種 各50,000部	営業活動	80カ所		
総合パンフレットの作成	15,000部								
リーフレットの作成	4種 各50,000部								
営業活動	80カ所								
(12) ネットワー ク事務	県内の医療機関・健康増進施設とのネットワークを構築する。								
	研修会 4回 連絡会議 1回								

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

# 第4章 計画の推進

## ■ 推進体制

- 地域住民の健康づくり対策について中核的な役割を担う市町村のみならず、医療保険者、保健医療機関、教育関係機関、マスコミ、企業、ボランティア団体等に計画の趣旨と内容を周知し、幅広い関係者の理解と参加を得て、計画を推進します。
  - 「県民健康の日」を制定し、県民一人ひとりの健康づくりへの意欲を高めるとともに、家族や地域ぐるみの健康づくりを促進します。
  - 地域保健推進委員会など、地域における健康づくり推進組織の育成と活性化を図ります。
  - 健康関連団体、学識経験者等で構成する愛知県生活習慣病対策協議会において、計画の進捗状況、新たな課題、推進方策等について検討、評価します。
  - 庁内横断的に健康日本21あいち計画推進庁内連絡会議を設置し、関係部局が連携して計画を推進します。
- また、計画の取組状況等についてインターネット等を通じて県民に公表し、県民の意見を計画の評価、推進に反映できるようにします。

## ■ 県民の健康づくりを支援する環境整備

### 【情報提供体制の整備】

- 行政及び健康関連団体等はあらゆる広報媒体を活用し、保有する健康関連情報を積極的に発信します。

### 【指導者の養成及び育成】

- 地域で活動する、食生活改善推進員、愛知県健康づくりリーダー、保健指導委員、体育指導委員や民間スポーツクラブ等の健康づくり指導者の養成と資質の向上を図ります。
- 健康づくり指導者相互の交流を積極的に進め、地域の健康づくり活動の活性化を図ります。

### 【仲間づくりの推進】

- 各種健康教育や生涯学習講座などの機会を捉え、地域や職場における自主グループづくりを促進します。
- グループ活動の場（施設）の確保を支援するとともに、健康情報の提供、グループ相互の交流の機会を提供します。

### 【施設の確保、整備】

- 日常生活の中で手軽にできる健康づくりを推進するため、学校施設の開放、健康増進施設の充実、健康の道の整備・利用促進などを図ります。

### 【健康診断・相談体制の整備】

- 県民一人ひとりが健康診断を受け、自分自身の健康管理に努めることが必要です。このため、すべての県民が健康増進のための健康診断や健康相談を受けられるよう体制の整備を図ります。

### 【健康なまちづくり】

- 行政や民間団体等が協力して、住民が主体となった健康で活力に満ちたまちづくりを推進します。

### ③ 健康づくりを推進する取組主体の役割

#### 【県民】

- 自分の健康は自分で創るという意識をもち、健康的な生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを自ら実践します。

#### 【家庭】

- 生活の基盤である家庭は、健康の大切さを学び、健康的な生活習慣を身につける基本的な場であり、家族がふれあい、こころのよりどころとしてやすらぐ場です。  
家庭においては、本来もっているこうした機能を十分働かせます。

#### 【地域社会】

- 多様な人々が生活する場である地域社会においては、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体でその取組みを支援する健康的な地域社会を築きます。

#### 【学校】

- 学童期、思春期は「こころとからだ」の基礎がつくられ、心身が発達する重要な時期です。

健康教育をとおして身体の発育とこころの発達を促し、健康づくりの知識の習得や健康的な行動選択ができるようにします。

#### 【企業・職場】

- 企業は商品やサービスを提供することにより、消費者である県民の健康に影響を与えています。

このため、県民が主体的に健康的な生活習慣を形成できるよう、適切な情報（外食・加工食品栄養成分表示やたばこの健康影響に関する表示など）を積極的に提供します。

- 労働安全衛生法に基づく健康診断及びその結果に基づく事後指導など、労働者の健康管理を積極的に行い、労働環境の整備に努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」をもとに、こころとからだの健康づくり（THP）を推進するとともに、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」に基づき、メンタルヘルスの強化に努めます。

#### 【健康関連団体】

- 医療保険者、保健医療関係機関・団体においては、健康を増進し、発病を予防する一次予防を中心とする保健事業の強化や機能の充実を図ります。

また、健康スポーツ医、産業医などの資格を積極的に取得し、活用します。

#### 【市町村】

- 住民の生活に最も身近な行政単位である市町村においては、住民の健康課題を明らかにし、解決に努めるとともに、住民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう環境整備を含めた支援を行います。

また、健康日本21市町村計画の策定及び市町村母子保健計画の見直し、策定を行い、評価可能な健康づくり施策の展開・推進が求められます。

#### 【県】

- 県民及び健康関連団体等に計画の周知徹底を図ります。
- 計画の進捗状況の管理を愛知県生活習慣病対策協議会とともに行います。
- 県民、市町村及び健康関連団体等の健康づくりへの取組みを支援、協力します。
- 保健所においては、管内の市町村や健康関連団体等の連携を推進するための中核機関としての役割を担うとともに、健康情報の収集、分析及び提供並びに市町村に対する技

術的支援・助言等を行います。

- あいち健康プラザを県民の健康づくりを支援する中心施設と位置づけ、学校、職場、健康づくりの関係機関・団体等との連携を強化します。(別掲)

## 県民

健康的な生活習慣を主体的に確立し、健康づくりに取り組む

市町村	企業・健康保険組合	医療機関	学校	健康増進施設
●健康診査、事後指導	●職場健診	●治療	●保健教育	●運動の場の提供
●各種健康教育・相談	●健康教育・相談	●教育入院	●保健管理	
●訪問指導		●定期的検査	●施設開放	
●指導者の育成・支援		●教育・相談の紹介		
●セルフヘルプ(自助)グループへの育成・支援		●免責情報の提供		

## 【 県 】

保健所	あいち健康プラザ	がんセンター
●健康相談	●健康開発実験機能	●がん罹患状況の解析など、がん予防のための調査研究
●地域の健康に関する調査研究・企画調整	・健康づくり教室	衛生研究所
●各種健康教育	・健康度評価	●循環器疾患のデータ処理・解析
●地域保健に関する情報収集・提供	●指導者養成機能	精神保健福祉センター
児童相談所	・専門指導者の養成・育成	●精神保健福祉に関する相談・調査・研究、教育研修、普及啓発
●児童相談(虐待・養護・障害・非行等)	・ボランティア指導者の育成	あいち小児保健医療総合センター
●児童・家庭調査、判定、指導	●研究開発機能	●生活習慣病予防、母子保健、こころの問題等に対応
●児童福祉施設への入所	・健康度評価方法等の開発	
●児童の一時保護	・健康づくりプログラム開発	
●相談・援助活動の総合的企画	・モニタリング・評価機能	
●関係機関のネットワーク化の推進	●交流・支援機能	
	・健康づくりの情報収集・提供	
	・健康づくりネットワーク	

## 【 國 】

《 長寿医療研究センター 》

●老化メカニズムの解明 ●老年病の病態・治療・予防に関する研究開発

## 図 あいち健康プラザ

- 人生80年時代を心身ともに健やかに充実して生きることができる長寿社会を目指して、県では、平成10年6月に、「あいち健康の森健康科学総合センター（愛称：あいち健康プラザ）」を、「あいち健康の森」の中心的施設として整備しました。
- あいち健康プラザは、4つの館から構成される複合施設です。  
「健康情報館」で健康に関する知識・情報を身につけ、  
「健康科学館」で健康の大切さや生命の不思議を体験し、  
「健康開発館」で適切な健康づくりを実践し、  
「健康宿泊館」で交流やくつろぎの場を提供する  
など、4館がそれぞれ効果的にリンクすることで、総合的な健康づくりを可能にします。
- 健康づくりの拠点施設として、市町村を始めとする関係行政機関、保健医療機関、企業、民間の健康増進施設、各地域の健康づくりグループ等と連携を図りながら、県民の健康増進に努めています。

### 【健康開発実践機能】

- 県民一人ひとりが生涯を通じたセルフチェック、セルフコントロールを効果的に進めることは、自分の健康状態と生活習慣を知り（健康度評価）、自分に合った健康づくりを見つけることが大切です。  
このため、健康度評価、健康づくり、生活習慣病予防プログラム等を実施し、一人ひとりに合った健康づくりの実践処方を提供します。
- 食習慣、運動習慣、休養、たばこ、アルコール等の生活習慣の改善だけでなく、糖尿病や歯科疾患予防等の疾病領域に対する取組みも行っています。
- 老人保健事業における要観察者に対し、健康状態を改善、維持できるようなプログラムを提供します。また、介護予防事業に必要なプログラムを提供します。
- 地域や職場における健康づくり事業のアドバイスや、健康づくり処方の提案を行うほか、実践指導を行います。
- 労働安全衛生法に基づく健康診断の事後指導を実施し、労働者の健康管理を支援します。また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づく、心とからだの健康づくり（THP）を推進しています。

### あいち健康プラザが提案する健康づくりのシステム

健康度評価	健康づくり プログラムの作成	健康づくりの実践	効果測定
現在の健康状態、日頃の生活習慣をメディカル、運動、栄養、休養の各部門から総合的にチェック。一人ひとりの健康度を把握します。	健康度評価得られた結果に基づき、一人ひとりに最適な健康づくりプログラムを作成します。	・ 医師、歯科医師、運動指導員、保健婦、栄養士等によるアドバイスのもと、健康づくりのプログラムを実践します。 ・ 施設自由利用…最新設備を自由に利用し、健康づくりに取り組みます。 ・ 健康づくり教室…教室に参加して、プログラムに沿って実践します。	・ 教室終了後、または自由利用開始から1年後に効果測定を実施。 ・ 必要に応じて健康づくりプログラムの見直しを図るなど、健康づくりの習慣化に向けて最善を尽くします。

#### 【指導者養成機能】

- 県民の健康づくり活動が継続して行われるよう、健康づくりの専門家やボランティア等の人材を育成・養成し、活動の促進を図ります。
  - ・ 健康運動指導士、健康運動実践指導者の養成・更新に必要な認定講習会や、情報交換会の開催
  - ・ 高齢者、障害者をサポートする人に対する指導者の養成
  - ・ 自主的な活動を実践、教育・指導する健康づくりリーダーの登録、育成
  - ・ 食生活改善推進員（ヘルスマイト）への研修
  - ・ 市町村、医療機関、健康増進施設・スポーツ施設、企業等への系統的な研修会の開催
- 健康づくりに関する大学、専門学校等からの研修生を受け入れます。

#### 【研究開発機能】

- 長寿医療研究センター、あいち小児保健医療総合センターを始め、大学、研究機関等と連携して、健康づくりに関する研究、開発を進め、実践に役立てます。
  - ・ 健康度評価方法等の研究開発
  - ・ 健康づくりプログラム・処方等の開発
  - ・ モニタリング・評価機能の充実

#### 【交流・支援機能】

- 教材の作成、健康情報誌の発行等により健康づくりに関する知識を普及するとともに、インターネット等を通じて健康増進施設、健康づくりグループ、イベント等の情報を提供します。
- 健康教育に関する情報収集と教育手法の検討を進めます。
- 県内の市町村、医療機関や健康増進施設と情報ネットワークを構築し、個人の体力や目標に合った適切な健康づくりのプログラムを提供します。
- 健康関連団体や健康増進施設等と連携して、健康づくりの公開講座、シンポジウムやトークショー等を開催します。
- 子どもの頃からの生涯を通じた健康づくりの動機づけを、健康科学館等の展示と体験学習等を通じて支援します。
- 子どもの頃からの生活習慣の基礎づくりや児童生徒への健康知識の普及に向けて、小中学校の健康教育・総合学習等と連携した教育プログラムを実施します。

平成 13 年度厚生科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）  
分担研究報告書

## 健康増進施設来所者の特性

### —地域別にみた健康プラザの利用者傾向について—

分担研究者 大橋陽子（あいち健康の森・健康科学総合センター）

#### 研究要旨

健康づくりの技術的拠点施設として整備された健康プラザについて、開所から現在に至る利用者状況を基に、施設として果たしている役割について検討した。結果、地域別の利用状況より判断すると健康度評価受診については概ね県内 90%以上の市町村より利用があり、所期の目的を果たしていると考えられたが、他の施設利用については、近距離地域の利用が主であり一般的健康増進施設との違いはみられない。今後における本施設の有り様は、利用者の多い階層を意識した健康度評価受診も含めた魅力ある健康づくり教室のプログラム開発が鍵になると思われた。

#### A. はじめに

あいち健康の森健康科学総合センター（以下、健康プラザ）は、地域における健康づくり関連施策を推進するための技術的中核施設として、平成 9 年 11 月に愛知県が建設し、その管理運営を健康づくり振興事業団に委託している。現在実施している業務内容<sup>①</sup>は、①健康づくりに関するプログラムの開発、②モデル的体験事業の実施、③各種研修の実施、④関係機関への技術的支援、⑤各種情報の収集および提供、⑥調査研究、⑦広報普及、その他である。施設内容は、明確な組織分けがなされているわけではないが、概ね①管理部門、②健康増進体験部門、③研修部門、④情報収集、提供部門、⑤研究部門を備え、所期の目的を達成するための施設構成となっている。

これまでの研究において教室受診者の持つ身体特性についてはすでに報告<sup>②</sup>されているものの、利用者の地域分布よりみた施設の役割については検討されていない。また、本施設は県内 1 か所の施設であり開設後すでに 5 年目を迎える本施設利用者の傾向も概ね定まってきたことが考えられる。そこで、先に述べた業務内容について本施設が果たしている役割を、利用者の地域分布を基に推測

検討してみた。

#### B. 対象及び方法

対象は、平成 9 年 11 月の健康プラザの一部オーブンから平成 13 年 12 月までの間に、健康プラザが有する運動施設（プールもしくはアスレチックルーム）を有料利用した人すべてである。

調査方法は、健康プラザが有料利用者すべてに対し利用者登録システムを導入していることを活用し、利用者を利用したサービスもしくは施設（以下、利用サービス）別に、簡易健康度評価受診者（以下、評価利用者）、プール＆アスレチックルーム利用者（以下、施設利用者）、プールのみ利用者（以下、プール利用者）に分類し、利用サービスごとの住所地別利用者傾向を、男女別、年齢 60 歳以上と未満の 2 群（以下、年齢別）に分け検討した。

ただし、利用者の住所地については、利用者が登録した住所地の市町村役場と健康プラザとの直線距離を測定し、その距離を利用者の住所地を表す値とした。利用者数については、年度ごとに利用サービス別の実利用者数及び、平成 12 年 10 月の国勢調査人口に基づきもとめた男女別、年齢別